

コンプライアンス基本方針

平成 30 年 10 月 3 日制定

一般社団法人ユースデモクラシー推進機構

はじめに

私たち一般社団法人ユースデモクラシー推進機構（以下、「YDPA」といいます。）では、ユースデモクラシーの視点から社会全体の柔軟かつ効率的な発展に寄与・貢献していくことを第一義とし、非営利型の一般社団法人としての社会的責任を自覚し公正かつ透明な活動を実践します。

また、良識ある社会人として高い倫理観を持ち法令その他の社会規範を遵守し公明かつ公正に行動することを基本方針として、コンプライアンス活動を推進いたします。

「コンプライアンス基本方針」は、YDPA のコンプライアンスに関する取組姿勢を示すとともに、日々のコンプライアンス活動を実践していくために遵守すべき事項、役職員の行動規範等を定めるものであり、YDPA のあらゆる事業活動において最優先されるものです。

この基本方針、法令、内規に対する違反が認められた場合、YDPA は、事実関係の調査、対応策の策定、監督当局への届出、関係者の処分、再発防止策の策定等、内規に従って必要な措置を講じます。

1. 基本方針

●法令の遵守

各種法令やルールを遵守し、誠実かつ適正な事業活動を行います。

(1) 関連法令の遵守

・適用される各種法律・規則を厳格に遵守します。

(2) 国際ルールや各国法令の遵守

・コンプライアンスの観点から遵守すべきルールは、国内のルールにとどまらないため、国際ルールや各国の法令を遵守する他、YDPA が将来に渡って事業を展開する可能性のある各国の慣習・文化を尊重します。

(3) 公正かつ自由な競争

・一般社団・財団法人法、独占禁止法等の関係法令を遵守して事業遂行にあたります。

- ・公正で自由な競争を阻害するような行為は決して行いません。
- ・取引上の立場を利用して、不当に相手方に不利益を強いるような行為も一切行いません。

(4) 利益相反の防止

- ・機構の正当な利益に反して、自分や第三者の利益を図る行為は認めません。

(5) 知的財産権の保護

- ・著作権や特許権、商標権等の知的財産権を侵害することのないよう、十分に留意します。

(6) 職場環境

- ・労働関係法令等を遵守して、安全かつ健全な職場環境・活動環境を維持するよう努めます。

2. コンプライアンス行動規範

●社会との関係

社会や政治との適正な関係を維持します。

(1) 反社会的勢力に対する姿勢

- ・暴力団等の反社会的勢力による圧力に屈することは、結果的に反社会的な行為を助長することになるため、自らの社会的責任を十分に認識し、反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然とした態度を維持していきます。
- ・取引時確認の徹底や犯罪収益によるものと疑われる取引への適切な対応を行うことにより、マネー・ロンダリングの防止に努めます。

(2) 政治活動、政治資金

- ・選挙や政治活動、政治資金等については、各種法令等を遵守して、政治的中立性に配慮し公正な態度を堅持していきます。

(3) 接待、贈答、金銭貸借等

- ・業務上の地位を利用して金品その他の不当な利益を得ることや、法令等への違反、社会的に不相当な接待・贈答の授受をするようなことは一切いたしません。
- ・役職員は、取引先との金銭貸借等はいたしません。または役職員同士での金銭貸借等は慎みます。

●適正で透明性の高い団体運営

業務の適正な運営を図るとともに、適時・適切な情報開示を行い、透明性の高い運営に努めます。

(1) 取引の適切性

- ・取引先と健全な関係を確保し、適切かつ公正な取引を行います。

(2) 情報の開示

・経営情報の適切な開示に努め、適正で透明性の高い団体運営を行います。

(3) 正確な情報の作成、管理

・経営情報について正確な記録を作成および管理するとともに、内部や外部の監査または検査に対して、積極的に協力します。

(4) 機密情報の取扱い

・各種機密情報については社内ルールに則って厳正に管理し、権限のない者への開示や、当機構以外の第三者のために利用するようなことは一切ありません。

●人権の尊重

当機構の会員・役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。

(1) 差別の禁止

・性別や年齢、職業、国籍、人種、思想、信条、宗教等を理由とする不当な差別や人権侵害は、一切容認いたしません。

(2) ハラスメントの禁止

・セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等のいかなるハラスメントも容認しません。

(3) 個人情報の取扱い

・個人のプライバシーを最大限尊重し、個人情報保護法をはじめとする関係法令等を遵守して、会員情報や個人情報の管理については十分注意を払ってまいります。

●その他

(1) 報告

・YDPA の役職員は、この行動規範、法令・ルールに違反する行為（または違反の疑いがある行為）を発見した場合、別に定めるコンプライアンス通報態勢に従って、報告・相談しなければなりません。

(2) 内部通報者の保護

・違反行為について報告・相談を行ったことにより、不利益な取扱いを受けることはありません。また、報告者のプライバシーは厳重に保護されます。

(3) 所管部署

・「コンプライアンス基本方針」の所管部署は、理事会となります。
・「コンプライアンス基本方針」は、理事会の決議を受けた上で開示しています。

以上